

監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県監査委員 中 平 均
 岩手県監査委員 工 藤 勝 子
 岩手県監査委員 菊 池 武 利
 岩手県監査委員 谷 地 信 子

監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

監査委員事務局規程（平成7年岩手県監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(行政文書の差出名)</p> <p>第6条 行政文書は、監査委員氏名又は代表監査委員氏名を用いなければならない。ただし、軽易なものについては、局長名、局名、<u>総括監査監名</u>又は<u>企画調整担当監査監名</u>を用いることができる。</p> <p>(文書管理主任)</p> <p>第8条 文書管理主任は、<u>総括監査監</u>が別に指定するものをもって充てる。</p> <p>(文書整理担当者)</p> <p>第9条 文書整理担当者は、<u>総括監査監</u>が所属職員のうちから指名する。</p>	<p>(行政文書の差出名)</p> <p>第6条 行政文書は、監査委員氏名又は代表監査委員氏名を用いなければならない。ただし、軽易なものについては、局長名、局名、<u>主管総括課長名</u>又は<u>課名</u>を用いることができる。</p> <p>(文書管理主任)</p> <p>第8条 文書管理主任は、<u>監査第一課総括課長</u>が別に指定するものをもって充てる。</p> <p>(文書整理担当者)</p> <p>第9条 文書整理担当者は、<u>監査第一課総括課長</u>が所属職員のうちから指名する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。